

議案第65号

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和7年1月13日をもって、つくばみらい市及び那珂市における戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託を廃止することについて議決を求める。

令和6年11月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

国が進める自治体情報システム標準化に伴い、現在県内5市町で整備している戸籍システムのデータの管理を国が容認したクラウドサーバに移行し、自治体管理のサーバの共同利用が終了する。そのため、本市が那珂市に委託している戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託を廃止することについて協議したいので、議会の議決を求めるものです。